### **⑧　株式報酬としての新株予約権発行に係る募集の場合（自己新株予約権処分に係る募集を含む。）**

上場会社又はその子会社若しくは関連会社に対する役務の提供の対価として個人に対して新株予約権を割り当てること（株式報酬としての新株予約権発行に係る募集又は自己新株予約権処分に係る募集を行うこと）についての決定をした場合（以下「ストック・オプションの発行」という。）は、以下の所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるように記載してください（自己新株予約権処分の場合は、「新株予約権の発行要領」を「自己新株予約権の処分要領」など適宜読み替えてください。）。

例えば、以下の場合が想定されます。

・　上場会社又は関係会社の役員、会計参与又は使用人（以下「役員等」という。）に対して役務提供の対価として無償で新株予約権を発行する場合又は役員等の有する報酬請求権等と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺することにより新株予約権を発行する場合（退任又は退職した役員等に対して在職中の役務提供の対価として新株予約権を発行する場合を含む。）

※　ストック・オプションの発行に関し、有利発行に該当するため株主総会に付議し、かつ、株主総会で新株予約権の募集事項の決定に係る決議をする場合（会社法第２３８条）又は株主総会で新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任する場合（会社法第２３９条）には、上場会社の業務執行を決定する機関が株主総会への付議内容を決定した時点で、当該付議内容（有利発行に該当する旨及びその条件での発行を必要とする理由並びに募集事項の決定を取締役会に委任する場合にはその旨を含む。）を開示してください。株主総会後に、業務執行を決定する機関が上記委任に基づき募集事項を決定したときは、以下の所定の開示事項の開示が必要となります。

**ａ．ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由**

・　発行の目的及び理由について、わかりやすく具体的に記載する。

※　新株予約権が行使された場合に生じる株式の希薄化の規模等が、発行の理由・目的に照らして合理的であると判断した根拠についても記載することが考えられます。

**ｂ．新株予約権の発行要領**

**（ａ）新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数**

・　新株予約権の割当て（会社法第２４３条第１項）の結果、募集事項の決定時（発行決議時）における開示内容と変更が生じた場合は、割当ての確定日に変更後の割当内容を発行内容の確定として開示する。

**（ｂ）新株予約権の目的である株式の種類及び数**

**（ｃ）新株予約権の総数**

**（ｄ）新株予約権の払込金額又はその算定方法**

※　金銭の払込みの要否及び第三者割当への該当性により、以下を含めて記載する。

〔金銭の払込みを要しないこととする場合〕（会社法第２３８条第１項第２号）

・　払込みを要しない旨

・　払込みを要しないこととすることが有利発行に該当しない場合には、その旨

〔金銭の払込みを要することとする場合〕（会社法第２３８条第１項第３号）

・　払込金額の算定根拠及びその具体的な内容について、わかりやすく記載する。

・　募集事項の決定時（発行決議時）の開示の際に具体的な払込金額が定まっていない場合は、払込金額の算定方法を記載し、別途、払込金額の算定日に具体的な金額を発行内容の確定として開示する。

・　募集事項の決定時（発行決議時）に割当予定先の有する報酬請求権等と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する旨を併せて記載する。

・　払込金額が有利発行に該当しない場合には、その旨

〔第三者割当に該当する場合〕

・　払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会が表明する意見等を記載する。ただし、株主総会において会社法に基づく有利発行の特別決議を経る場合であって、かつ、その旨の記載がある場合には、不要とします。

**（ｅ）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその１株当たりの金額（行使価額）**

・　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法を定めない場合（会社法第２３６条第３項）は、金銭の払込み又は会社法第２３６条第１項第３号の財産の給付を要しない旨を記載する。

**（ｆ）新株予約権の権利行使期間**

**（ｇ）新株予約権の行使の条件**

**（ｈ）新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額**

・　募集事項の決定時（発行決議時）の開示の際に具体的な金額の確定が困難である場合は、「資本金の増加額は、会社計算規則第１７条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果端数が生じたときはこれを切り上げる。残額は資本準備金に組み入れる。」などと記載する。

**（ｉ）新株予約権の取得に関する事項**

**（ｊ）新株予約権の譲渡制限**

**（ｋ）組織再編行為時における新株予約権の取扱い**

**（ｌ）新株予約権の割当日**

**（ｍ）新株予約権証券を発行する場合の取扱い**

**ｃ．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

（割当予定先が上場会社又は関係会社の役員等以外の個人である場合（退任又は退職した役員等に対して在職中の役務提供の対価として新株予約権を発行する場合を除く。））

**ｄ．割当予定先の選定理由等**

・　割当予定先の概要、割当予定先を選定した理由及び割当予定先の保有方針について記載する。

・　この項目にかかる記載は、「⑥第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」の開示・記載上の注意をご参照ください。

（第三者割当に該当する場合）

**ｅ．企業行動規範上の手続き**

希薄化率が２５％以上となるとき又は支配株主が異動することになるときは、企業行動規範上の手続きとして、独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。この項目にかかる記載は、「⑥第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」の開示・記載上の注意をご参照ください。

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

**ｆ．支配株主との取引等に関する事項**

・　当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。

・　当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。

・　公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。

・　当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。

* 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。

※　支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第３編第１章　【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

※　支配株主との取引等については、上場会社の親会社役員及びその近親者並びに上場会社の支配株主（親会社を除く。）及びその近親者が、上場会社の役職員を兼任している場合に、これらの者に対してストック・オプションを発行する場合を含みます。